

第1回「再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に関する条例（仮称）」策定検討委員会

日時：令和3年7月2日（金）午後3時～

場所：山形県測量設計業協会 会議室

次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 挨拶

4 議 事

（1）委員長の互選

（2）職務代理者の指名

（3）委員会の公開

（4）協議

5 その他

6 閉 会

再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に関する条例（仮称）策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 2050年カーボンニュートラルの実現に資する再生可能エネルギーの導入促進のための発電所の建設等において、地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和と、地元住民との十分な合意を形成するための条例の制定に向け、「再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に関する条例（仮称）策定検討委員会（以下「再エネ条例検討委員会」という。）」を設置する。

（所掌事項）

第2条 再エネ条例検討委員会は、次の事項について専門的な見地から検討を行うとともに、当該条例案の策定を行うものとする。

- (1) 再エネに関する政府の動向等を踏まえた本県条例の考え方
- (2) 発電所の建設等に係る知事の認定制度の創設
- (3) 発電事業者と地元住民との合意形成
- (4) その他必要な事項

（組織）

第3条 再エネ条例検討委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は、当該条例案の策定終了までとする。

（委員長）

第4条 再エネ条例検討委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は再エネ条例検討委員会を招集し、議長となりこれを主宰する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（庶務）

第5条 再エネ条例検討委員会の庶務は、環境エネルギー部エネルギー政策推進課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、再エネ条例検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。

別表 1

「再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に関する条例（仮称）」策定検討委員会 委員名簿

（敬称略、五十音順）

役 職	所 属 等	氏 名
委 員	弁護士	青 柳 紀 子
委 員	山形大学人文社会科学部 准教授	和 泉 田 保 一
委 員	山形大学 名誉教授	伊 藤 清 郎
委 員	酒田港風力発電事業者協議会 会長	加 藤 聡
委 員	東北おひさま発電(株) 代表取締役社長	後 藤 博 信
委 員	鶴岡市 環境課長	佐 藤 尚 子
委 員	山形大学大学院理工学研究科 助教	高 澤 由 美
委 員	飯豊町 企画課長	高 橋 弘 之
委 員	京都大学大学院経済学研究科 特任教授	内 藤 克 彦